

第四十三回 参議院内閣委員会會議録 第二十三号

昭和三十八年六月十一日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君  
理事 下村 定君  
委員 鶴岡 哲夫君  
山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君  
栗原 祐幸君  
源田 実君  
小西 英雄君  
小柳 牧衛君  
林田 正治君  
中村 順造君  
松本治一郎君  
田畑 金光君  
川島正次郎君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君  
人事院事務局長 大塚 基弘君  
行政管理庁長 山口 一夫君  
行政管理庁行政監察局長 山口 西君  
事務局長側 常任委員 伊藤 清君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題とします。

前回は引き続き、これより質疑を行います。

政府側よりただいま川島行政管理庁長官、山口行政管理局長、山口行政監察局長が出席いたしております。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 配付いただきました資料によりますと、公団、公社、公庫、事業団、その他百近くに及ぶようございまして、これは、いずれそれぞれ目的なり、あるいは理由がありまして、設置されたというふうに考えるわけでありまして、近年非常に急ピッチにふえておられる印象を受けているわけでありまして、よく行政官庁の中で、行政と事業を分離するというような合言葉が流行いたしまして、各省競って公団、公社、こういうものを作っておられるというような印象を与えておられるわけでありまして、いただきました資料によりまして、三十年ころから六年くらいに間に四十幾つできています。毎年七つぐらいの平均で設立されている。本年も八つ作られるのであります。昨年も八つ作られたのであります。各省の中で公団、事業団、こういうものを作るという風潮が非常に強くなっているわけでありまして、これはどういふわけにやみくもにふえるのか、その点をまず行政管理庁として

の見解を承っておきたいと思っております。

○政府委員(山口西君) 行政の目的を遂行するために、各種の組織を作っておるわけでございますが、日本では、特に戦後、公社、公団、事業団というような通常の行政機関のほかに、企業的な形態を持った機関を相当作っております。これはわが国だけの例ではございまして、最近のように行政の内容が複雑になって参りますと、従来比較的行政というものは、権力作用的なものが多かったのでございまして、最近では、だんだんとその内容が非権力的な、経済活動的なものがふえて参ります。そういうものにつきましては、能率的な効果を上げるといふことになりまして、必ずしも従来の行政機関がいろいろなきびしい規制のもとに活動するよりは、相当弾力的な活動のできるような組織体にしたほうが目的を達成しやすいといふことで、世界各国とも同様な傾向にございまして、これはもとよりそういう行政の効果をほんとうに上げるといふ立場から見ますと、それとおりでであると思っております。最近特に目立ってふえてくるということの中には、あるには一つの風潮として、こういう組織を作ることについて一つの風潮ができておられるという感じもいたすわけにございまして、従来行政管理庁では、行政機関の増設につきまして、きびしく、審査をしておるわけにございまして、しかし、いわゆる政府関係機関、公社、公団等につきましては、従来審査をいたしておりませんでした。

め、ややその点が安易になっておったのではないかと感じましたのでございまして、そこで、政府の行政目的達成という広い立場から見ますれば、行政機関も、いわゆる政府関係の諸団体も、同様のことでございまして、その行政目的を達成するために、そういういろいろの形態の組織体を編成するということは、全体を通じて監察すべきものである、全体を通じて審査すべきものである。かような観点に立って、今回の提案をいたした次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 行政が非権力的なものと権力的なものに分けられて、非権力的なものについては、これを経済的なベースに乗せて能率を高めるといふような立場から、公団、公社、こういうものが続々作られるというわけでありまして、いずれにしても、権力的な面にしまして、あるいは非権力的な面についても、能率的という点については同じだと思っております。ただ能率的なために、ある意味で企業的な面も生かしていく、そういう意味で公団、公社を作られておるわけに、しかし、実際はしからば当初想定したように、当初考えられたような、公団、公社の運営になっておるかという点につきますと、非常に大きな疑問があるのじゃないかと思っております。当初は、理事長とかあるいは理事とかそういうものについてではできるだけ民間の方に入ってもらってという考え方が非常に大きかったと思っております。そういう

ものは非常に今日影が薄くなっております。そして局長をやめたあるいは次官をやめたという人たちが、続々こういうところに横すべりしておる。あるいは天下りというように形になっておる。しかもこういうところに勤める人たちはほとんど大部分が職員の場合には公務員が行っておる。どこに能率を高めるための、企業的な力を発揮させるためのそういうものが生かされておるかという点について非常に大きな問題があるのじゃないかと思っております。今日、先ほど局長もおっしゃったように、公団、公社あるいは事業団その他こういうものを作るのが官庁の風潮になっておる。それで公務員としてみますと、これはやめた者が行く行き先作りぐらいいままで言われておる。おっしゃる通りに、行政管理庁としては、局を作るという点については、嚴重にいろいろの点において取り締まっておられる、それが公団なり事業団なり、そういう形でどんどん横っちょに作られてしまふ。これは外局が一つふえる、二つふえる、年に八つも七つもふえるということと同じような現象になっておるわけですね。新しく事業団を作りますと、外局を作った手柄と同じような手柄を本人の局長はいただく、行く先を作ってくれられたというので感謝もされるというふうな話が出ておる。前々からこの問題については非常に関心を持っておったわけで

ありますが、今回行政管理局のほうで、こういう問題について審査権を持つという行政管理局設置法の一部を改正されることについては、その趣旨には賛成であります。しかしながら、こういうふうなやみくもにふえていくというふうな理由で、どういふ理由でやみくもにふえていくのかという点について、もう少し行政管理局のお考えを聞きたいわけなんです。競争みだりに作るのですよ。本来行政管理局でやっ

ていいようなものでどこで作るのです。ことしなんか八つでありまして。去年も八つ、その前の年も八つと、こんなやみくもにふえるというところについて、今日まで政府全体として統一ある措置をしなかつたという点については問題があると思ひますけれども、しかし、いずれにしましても、これは形としてこのように雨後のタケノコみたいに競争的にぬけぬけとこういうものが続々作られるという点について、もう少し行政管理局の見方を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(川島正次郎君) 公社公団のあり方、運営の方法並びに最近に公社、公団、事業団がふえるその事情等につきましても、鶴園さんの御意見私ども全く同様に考えるのです。それでこそ今度こういう法案を出したわけでありまして、従来は行政管理局に關係なしに、審査なしにこれができておつたのですが、今後は行政管理局に統一しまして十分内容を審査して、絶対必要というものをだけ許す、こういうことなんでしょう、言ふなれば今までのやり方が少しルーズであつたからしてこれを締めよう、こういうつもりでおります。したがらしまして、これか

ら私どもは審査した結果、新設が適当でないと思ふものは、これは拒否することにしたします。

○鶴園哲夫君 これは私一般の今の行政官庁の中におきます風潮のようなものとして申し上げて御意見を承りたかつたのであります。これは局長をやめる、あるいは次官をやめる、今大体各省庁の場合におきましては、五十才が次官なり局長がやめられる年配になる。実際問題といたしましてはこれからという年配であります。ですから大体その年令でやめられる、そうしますと退職金というのはおそらく二十五、六、二十、二十七年の年限でありますから、二百万円かちよつとくらの金だと思ひます。退職金は二百万円かちよつとくらの金である。そうして退職年金、恩給といわれるもの、これが二百万円かちよつとくらの金になるのじやないかと思ひます。若年停止でございましてから二万円ぐらゐの数字みだりになるんじやないかと思ひます。そういったしますと、退職金の問題にいたしまして、あるいは恩給の問題にいたしまして、これはどうもそれだけでは食えない。そういうところから公社、営利会社等に天

下る、あるいは公団、公社を作つてそこに行くというふうなことになる。ざるを得ないんじやないかという私は氣持を持つておるわけでありまして、ただこういう外郭団体的な公団、公社を持つていない行政管理局あるいは会計検査院あるいは人事院、こういうところは例外的な現象といたしまして、それ以外のところでは大体こういうふうな風潮になつておるのではないかと、課長になりましてしばらくたつと、課長の連中というものは、公団に行くとい

うことしか考えていない、会社に行くといふことを考える。今われわれは給与が低くて苦しい、しかし、あと五年くらいで公団あるいは会社等に行くならば、われわれの月給は一挙に二倍から三倍になるんだ、こういう期待感を持つておる。ですからそういう關係で申しますと、これは非常に妙な風潮な

り空気になるていふんじやないかと思ひます。御承知のとおり、公団、公社等に行きますといふと、これも給与が一挙に二倍から三倍になる、御承知のとおりであります。そうして逐次公団、公社の中にも年功序列がございまして、だんだん公団でない事業団の大きなところに移つていく、そのためにやめる、やめまますといふ退職金がべらぼうにでつかい。公務員でございましては、これは御承知のとおり、年を単位にして退職金をはじきます。公団の場合は月を単位にしてはじく、ですから二十八年勤めておつても二百万円ちよつと、しかしながら、公団の理事長を二年勤めると、これは二十年分、二十八年分の退職金というのが優に出る、大体四、五年勤めまますといふと、一千万という退職金が出る。月給は二、三倍になるわ、退職金は、月をもちつて勘定されるでは、これは高級官僚のパラダイス、それは一般に行政官庁の中ではそういうふうに見えておる、天國だといふ言つておる。それで、能率が上がるあ

るいは非権力的な面について能率を高めるというふうなお話でありますけれども、そうではない。そうでない面が今日非常に露骨に出ておるんじやないかと私も思ふんです。どうも役人天國といふんですか、高級官僚の天國といふんですか、目に余るものがある

と私も思ひます。そうして九九%の公務員といふのはこのパラダイスなんかに行きつこない。それが同じ公務員としての処遇を受けておる。先ほど申し上げましたけれども、そういう事業団なり、公団等にやめた高級官僚といふのは一挙に二倍、三倍の月給で行く、退職金は月で計算してもらう、しかしながら、そこに働いている職員はこれは公務員から行つておる、また、公務員が帰つてくる。その給料は二割くらいしか高くない。公務員と比べて二割くらいしか高くない。こういうふうな公団なりあるいは事業団なりのあり方といふものは、これは公務員制度を非常にばたばたしく混乱させている、こういうふうには前から思つております。こういう点について、行政監察を通じて、あるいは行政管理局としてどういふお感じを持つておられるのか、この機会に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 公団、公社等が設立されました、その運営の状況を従来監察局で調査いたしておりますが、その実情から見ますと、これは必ずしも当初の設立目的を十分に果たしておるとはいえない面がございまして、ただしかし、こういう団体のすべてが悪いとはいえずと必ずしもそうでございませんで、やはり國の機関として國の行政組織として実施する場合にばできなかったような非常に顕著な業績を上げておるところがたゞさんあるわけでございます。ただそれが十分であるかといふと、それは十分であるとは申し上げかねるのでございまして、その原因がすべてそれでは人事にあるのかといふと必ずしもそうと

は言い切れない面もございまして、現在、相當國の行政機関から切り離しまして自由な運営をするといふことを建前にしながら、實際は相當ごまかい干渉がございまして、その機能が十分發揮できないような面もございまして、人事の面につきまして特に監察をいたしたことはございませぬけれども、大体、企業的センスを取入れて能率を上げていくといふことに一番必要なのはやはり全体を經營する方針であるといふことが考えられますので、従来監督官庁におきまして、大体、總裁、理事長といふような全体の經營者といつたしまして、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

は、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございまして、必ずしもすべてがその目的は達しておりますけれども、總裁、理事長といふようなところの人事につきまして、その下の役員部のベテランを連れてくる必要がございまして、ほんとうに仕事のできる人といふことで選考をしておるわけでございますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の經驗者を連れてくるというふうなことから、各省の經驗者が入つてくるというものが多々と思ひます。そういうことから弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるといふことの利点もあるのではないかと、思ひます。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の關係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱

に不均衡があるというようなことが論ぜられておるわけでございます。そういう面につきましても、やはり今後次第に改善を加えていくべきものがあると思はれますが、従来の監察等によって見ました実情から見ますと、これはむしろ、本来相当独立的な経営をすべき地位を与えておきながら、事実上各省がそれに強力な指導といたしますか、干渉といえますか、規制を加えていくということのために、十分の機能が發揮できないというような点が特に注目される点でございます。で、今後そういう面のほかにあるいは人事運営の点とて調査いたしたいと思はれますが、今までのところでは主としてそういう面の欠陥ということが一般にいわれておりますけれども、その半面に、また、全体としては利益と思はれますか、効果を上げておる面もあると思はれますので、全体的に監察しないと結論はなかなか申し上げにくいと思はれます。そういうことで今後の審査をいたして、新設を認めあるいは従来の制度を改善していくという審査の段階におきましては、やはり組織の運営とあわせて構成と申しますか、あるいはトップの管理機構というようなものにつきましても十分の注意をして、過大な管理機構というようなもの、上部構造を過大にするというようなことがないように注意して審査すべきものであると考へております。

○徳園哲夫君 私は、こういう公団、公社、百に近いという公団、公社というものが続々作られてきた。それは企業的な経済ベースの能率化をはかるためだとおっしゃいますけれども、公務員として二十年なり二十五年、三十年近く働いてきた者が、その大部分は企業的な能力はない。私はそう思う。本来ないものを無理して、民間の人を連れてくるのならともかく、そうじゃなくてほとんどは三十年近く公務員として勤めた、しかもきわめて権力的な行政をやった者が何で能率的な経済ベースに乗ったような企業運営というふうなものができるか、そこに私は本来問題があると思ふのです。ですから、これをどんどん、どんどん作っちゃう、局を作る、あるいは外局を作るわけにいかない、だから外へ作っちゃう、そういうやめる高級公務員の行き場所を作っているとしたかと思えない面が非常に強いわけですよ。それを強調すると、少し変に強調し過ぎる点もあると思はれます。あると思はれますけれども、今の風潮はそういうような状況になっておるのじゃないかと私は思ふのです。何ゆえに公務員というの局長なり次官というものが五十になつたらやめなければならぬのか。せつかく二十年なり二十五年訓練して、今やほんとうに働き盛りになつた五十才前後の局長なり公務員のトップ・クラスの中がそこでなぜやめなければならぬのか。もっと白髪の局長を作りあるいは白髪の次官を作つた方がいいじゃないかと私は思ふのです。

たといえば、三カ月ほど前でしたが、新聞に出ておりましたが、人事院は、何か、中で申し合せをして、定年制みたいなものを作つたようですね。これは、人事院は、ちょっと、公団、公社というところに行くところがないのですから、ですから、何か、局長は五十八才までだ、一般職員は六十才、こういうふうな申し合せの定年制を作つたということが、この間、毎日新聞が読売新聞から出ておりましたですね。で、御承知のように、七、八年前には、局長、次官というのは満四十四才でやめたですね。それが逐次延びてきて、満五十才前後になつておりました。もっと延ばしたらどうか。そして、この給与をよくしたらどうか。そして、この企業的な能力はないです、三十年も勤めたら。そういう者を、企業運営をやるのだということ、膨大な公団、公社、事業団というものを続々作つて、そこへ投げ出すのじゃなくて、そういうようなことを考えたらどうかと思はれる。日本だけじゃないでしょうか、五十才前後で高級公務員をやめるといふのは、その意味で、私は、もう一べん監察局長に伺いたいのは、昨年の八月か九月に、綱紀粛正というふうな内容をもちまして、行政管理局が調査したことがある。その中に、公団、公社、こういうものが、公務員制度に対してどのような、あるいは公務員の綱紀に対して、どのような影響を及ぼしておるかという点も調査なすつたと私は記憶しておる。現実問題として、公務員の制度なり、あるいは公務員の給与制度なり、そういうものに対して、こういうものが、どういふ影響を及ぼしているかという点について、重ねて、そのときの調査を思い出していただいで御答弁をいただきたいと思はれます。

○政府委員(山口西君) 綱紀粛正問題が内閣で取り上げられまして、それに即応して、従来、不正事案を起こしましたような内容につきまして、実態調査をいたしましたのであります。たしか一昨年の暮れであつたと思はれます。その結果は、大体、役所に入らして、割合に早い時期の者が非常に大きなパーセントを占めております。特に、こういう公団、公団というふうなもの、公団、公団とこの影響というものは感じておりません。そのときの調査におきましては、特別に、そういう公団、公団の關係が、どういふふうな影響を及ぼしたかというふうな観点の調査をいたしておりませんので、結論的に、影響があるなしということをおし上げるわけには参りませんが、いざにいたしましては、どういふ影響があつたかということ、実は、今のところ、十分つかんでおりません。

○徳園哲夫君 私は、公団、公社といふのが一つ、二つ、三つあつたときはよかつたと思はれますが、今日のようになつたといふ大蔵省をとつてみて、あるいは農林省をとつてみて、農林省の周囲に二十近いところの公団、事業団というものが続々作られてくるということによる公務員に対する影響といふのは、非常に大きなものがある。そういう面の監察もひとつやつていただかないと、どうもどこでこういうものを取り扱うのかということ、これは行政管理局あたりではつきりしていただかないと、いけない問題じゃないかと思ふのです。あるいは人事院もそういう点の関心がなければいけないかと思はれますが、やはり今回こういうふうな審査権等をお待ちになるというふうになりますれば、そういう問題も、ひとつ、やはり検討もお考えになつていただかなければ困るのじゃないかと思ふのであります。非常に大きな影響ですよ。

第一高級公務員というものは、公務員の給与を上げることにについては全く関心がないです。困っていることは知つていて、自分も、と言ふ。しかし、さあ、ある程度の力が出るような課長あたりになると、もう自分公団に行くことしか考へていない。そこに行けば二倍になるのだ、三倍にもなるのだと言つておる。退職金は月で計算してもらつて、公務員のパラダイスだ、こう言う。こういうところが、根本的に公務員制度というものを、むちゃくちゃにしておるのじゃないかと私は思ふのです。どうもこういう点が、政府としてお考えになるところが、やはりないかと思ふ。これは全く公務員というものは、妙なところに追い込まれます。

それから行政管理局が、昨年の十二月に出されました、二十二の公団、公社、事業団等について、主務官庁は、どういふ監督行政を行なっているかということについて、監察を行なわれたいと、これを見ても、これを見ても、気がします。一体公団、公社は、統々として作るのだが、あとはどうしてあるのかという印象を受けます。先ほど局長からお話を聞きますと、何かもうでもない面がある、いい面もあるように盛んにお話しですが、確かにそれはあるかと思はれます。しかして、出ている二十二の公団、公社に対する行政管理局の監察、主務官庁がどういふ監督を行なっているかという点については、私は、これは見た限りにおいては、むちゃくちゃだと言いたいほどです。まあ、行政管理局ですか、非常に丁寧なやわらかい言葉を使

つておられますが、長年、こういう文章を見ることになれたものから言いますと、これはもうむちゃくちゃだ、何を一体行政管理局はやっているのか。こういう私どもの知っていることのない事業団についてもこのとおりだ。だから何をやっているかという気がしてしょうがないのです。

次にもう一つ伺いたのですが、これに関連して、衆議院で附帯決議がついてますね。「関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向が著しく、かくては国民の疑惑を招く虞なし」といふ、それで政府は「指導監督に万遺憾なきを期すよう」という附帯決議がついてます。もつともな話だと思ふのですが、私はこの公団、公社、それから事業団、こういうところへ行った高級公務員は、やめておろさなければ、公務員と似たような服務義務を課してある。ところが、その連中は、それと密接な関係にある営利会社に就き舞いおりにいるじゃないですか。公務員が営利会社に天下ることに、国家公務員法百三条によつて禁止してある。これは公務の公正と服務の厳正さを保つためにそういう措置がしてある。しかし、これはさうな法であり、さうな運営をやつておろさなければ、今日、しかし、法の建前はさうではない。しかし、公団、公社、こういうところの役員にいたしまして、公務の厳正を保つために、これは公共の利益を守るために、当然さうあるべきだと思ふのですが、これから舞いおりの場合は全く野放し、これは一体どういふふうになるか、しなければならぬと思ひになつておられるのか、今後これはどうするつもり

なにか。公団の周囲にはいっぱい営利会社がある。その営利会社にどんどん舞いおりにいく、それは野放しです。パラダイスと言われる側面がそこにも一つある。これはどういふふうに行行政管理局として見ておられるのか。何かこれについてしるべき手を打つ必要があるとお考えなのか、その点をひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(山口西君) 御意見のお入り、公団等からその関係の営利企業に入りまことにしては、何ら規定上禁止されたものはございません。要は自衛自戒と申しますか、そういう問題であると思ひます。退職した後に就職の自由と職業選択の自由ということが認められておりますので、これを禁止するにはやはり法律的措施が必要であらうと思ひます。ただ、行政機関がその関係いたしました営利企業にいよいよ天下りをいたしますことにつきましては、その在職中の公正を乱すというおそれがありますために、そういうことを禁止されているわけでございます。公団等につきましても、やはり公共的な仕事をいたしておりますので、それが同様に公団等の業務の公正な運営を乱す、その弊害が大いといふことになれば、やはり一つの禁止の対象になり得るものではないかと思ひます。そういう法律を作りましても、作ることが可能であるのかは存じませんが、ただ現在までまださういふものから、鶴岡先生はお許しなさい。公団等から関係のほうに出ているという実情を十分承知いたしておりませんが、将来さういふふうな実情が顕著で

あつて、そうしてそれが非常に業務の運営に弊害があるといふことになれば、やはり一つの検討問題であると思ひます。

○鶴岡哲夫君 これは本来、政府が行なうべき事業を公団、公社あるいは事業団という形でこれを経済ベース、企業ベースに乗せるために置いてある。そこに働いている人たちに於いては、公務員に準ずるような服務と義務を課してある。公務の延長といつても差しつかえないような義務を課してある。それがその公務の公正さと公平さ、それを保つためには、そこから統々と関連ある営利会社に天下る、それが野放しになって、こういうことでは、これはやめた五十才から五十五、六、五十七、八という人の問題でありますから、局長なりさういふところに直接の目には届かないかもしれない。しかし、これは非常な不満がある。ですから、行政管理局としてぜひすみやかな機会にさういふ問題についての監察もひとつしていただきたい。何しろ百近いというわけですから、でっかい数字ですよ。そこから関係営利会社に天下るといふようなことは相当大きな問題がある。ですから、すみやかな機会に行政管理局として、それが公益企業にどういふ影響を及ぼしているのか、その点についての監察調査もぜひひとつお願いをしたいと思います。それをひとつ川島長官に伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) ただいまの御意見まことにごもっともでして、実は私、そこまで気づかずにおつたのであります。実態を調査いたしました禁止する立法措置をとるようにはいたしたいと、かように考えます。

○鶴岡哲夫君 行政管理局が審査権を今お持ちになるといふわけでありまして、これはやはり大きな目的のたになりまして、先ほど川島長官もお話になりましたように、乱立といひますか、あるいは非常に最近たくさんできておるさういふ問題について、何らかの抑制措置といひますかあるいは抑制できるものは抑制したいといふようなお考えのもとに、さういふ目的もあつてさういふ審査権をお持ちになるのだから、私さういふ風潮になっておるこの公団なりあるいは公庫、事業団という点について、審査権を持つて、これがある意味では抑制をしていくという目的のためには、その抑制をするといひますか、あるいは審査する基準がなければならぬと思ひます。ところが、法律ではその基準を示されてない。先般の新聞の報道によりますと、この基準がないということになると、これは結局不徹底なものであるのではないかと。川島さんが長官になさつておられる間、それはある意味があるかもしれないが、それがなくなるとどうなるか。これは意味がないじやないか。それと似たような趣旨の報道があつたのであります。私も基準がないと、さういふ印象を受けるわけはないですけれども、それはどうなるおつもりなのか。何となく審査権を持つておる。ところが基準がない、というお話を、何を一体審査されるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口一夫君) 審査にあたりましては、当然審査の目安となるべき基準が方針的にも、またその方針になるのであります。ただ、国の行政機関の新設と並びまして、公団その他の特殊法人の新設といふことは、相当の政治全体の中に占めるウェートの大きな問題でございます。したがつて、新設にあつての審査の基本的な基準につきましては、当然閣議の段階において国の政策として抑制方針を出すなりあるいはその抑制方針のもとにおいて次の年度、将来においてはさしあたりさういふ方面の仕事に重点を置くべきかといふ基本線が出て参ると思ひます。したがつて、その基本線に基づきまして事務局におきまして、その基本の方針に即したワケの中で大体浮かんできたものにつきまして、事務的な審査に入るわけでありまして、したがつて、その次の段階になりますと、結局行政組織、広い意味の国の行政組織全体を管理する国の行政機関並びに特殊法人を含めました全体の組織が適正であるかどうかという点に、事務的判断の基礎を置きます。まず問題になります特殊法人の仕事が、非常に公益性の強い、国家的色彩の強い事業であるかどうか、その事業の性質上、これを特殊法人以外の営利会社、その他の私法人等に行なわせることが不適当であると認められるようなものにつきましては、当然これは特殊法人として組織化すべきものであるといふことの一つの目安が、公共性の点において内容から見まして、非常に業務の能率的な運営をはかるために、国の組織で

する立法措置をとるようにはいたしたいと、かように考えます。

○鶴岡哲夫君 行政管理局が審査権を今お持ちになるといふわけでありまして、これはやはり大きな目的のたになりまして、先ほど川島長官もお話になりましたように、乱立といひますか、あるいは非常に最近たくさんできておるさういふ問題について、何らかの抑制措置といひますかあるいは抑制できるものは抑制したいといふようなお考えのもとに、さういふ目的もあつてさういふ審査権をお持ちになるのだから、私さういふ風潮になっておるこの公団なりあるいは公庫、事業団という点について、審査権を持つて、これがある意味では抑制をしていくという目的のためには、その抑制をするといひますか、あるいは審査する基準がなければならぬと思ひます。ところが、法律ではその基準を示されてない。先般の新聞の報道によりますと、この基準がないということになると、これは結局不徹底なものであるのではないかと。川島さんが長官になさつておられる間、それはある意味があるかもしれないが、それがなくなるとどうなるか。これは意味がないじやないか。それと似たような趣旨の報道があつたのであります。私も基準がないと、さういふ印象を受けるわけはないですけれども、それはどうなるおつもりなのか。何となく審査権を持つておる。ところが基準がない、というお話を、何を一体審査されるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口一夫君) 審査にあたりましては、当然審査の目安となるべき基準が方針的にも、またその方針になるのであります。ただ、国の行政機関の新設と並びまして、公団その他の特殊法人の新設といふことは、相当の政治全体の中に占めるウェートの大きな問題でございます。したがつて、新設にあつての審査の基本的な基準につきましては、当然閣議の段階において国の政策として抑制方針を出すなりあるいはその抑制方針のもとにおいて次の年度、将来においてはさしあたりさういふ方面の仕事に重点を置くべきかといふ基本線が出て参ると思ひます。したがつて、その基本線に基づきまして事務局におきまして、その基本の方針に即したワケの中で大体浮かんできたものにつきまして、事務的な審査に入るわけでありまして、したがつて、その次の段階になりますと、結局行政組織、広い意味の国の行政組織全体を管理する国の行政機関並びに特殊法人を含めました全体の組織が適正であるかどうかという点に、事務的判断の基礎を置きます。まず問題になります特殊法人の仕事が、非常に公益性の強い、国家的色彩の強い事業であるかどうか、その事業の性質上、これを特殊法人以外の営利会社、その他の私法人等に行なわせることが不適当であると認められるようなものにつきましては、当然これは特殊法人として組織化すべきものであるといふことの一つの目安が、公共性の点において内容から見まして、非常に業務の能率的な運営をはかるために、国の組織で

する立法措置をとるようにはいたしたいと、かように考えます。

行なわれておりますような各種の制約——法律上の制約、あるいは予算上の制約、その他の制約をある程度は許さずして、弾力的に運用させるほうが適当であると認められます事業、大體において、この事業は企業的の色彩の強い事業でございます、そういう事業であるかどうかという点を、一応、問題となりました特殊法人につきましては審査をいたすということになると思いますが、それからさらには、当然のことでございますが、行政組織全体の適正な管理という見地から見まして、既設の特殊法人その他と競合のないものである、あるいはまた、その組織があまりに仕事に細分化され過ぎていて、そのために存続の価値がないというふうなもの、組織全体から見ると不適当であるというふうな認められざるものにつきましては、当然これを認めないというふうな判断の基準が一応抽象的に立ち得るかと思うのであります。しかし、いずれにいたしましても、問題自体が重要な問題でございますので、十分に行管をいたしましては、長官の御方針に沿ってその方針のもとにおいて審査を行なって参りたい、かように考えております。

○徳園哲夫君 私は、今お話しになりましたことなどから、かりに審査権を持つことになった場合に、実際良心的に考えてみて、どの程度の審査権という力があるのかという点について私は非常に疑問だと思つたので、今お話しになりましたように、公団なり、あるいは公社なり、あるいは事業団というものの内容、仕事の内容といふ面、人事の面、運営の面

と、こうなると思つたのですが、この運営の面について一部審査権をお持ちになるわけですか。それが一体どの程度の力を持つのか。私は、過去の行政管理局の審査権について、長年の過去の審査権を見てみて、これはおそろく、今回の審査権というのはいささか効果を持たないというふうな思つたわけですが、この点は、過去、行政整理、あるいは定員外職員を定員内に入れるというふうな場合を見てみた場合、あるいは機

構を新しく作る、局を作る、あるいは外局を新しく作る、こういう審査権です、これをみた場合に、最近、御承知のように、局を作りましては金はいくらにせよ、人員がふえるにいたしません、せいで一けたか二けたです。予算の面ではそういう大きな問題はない。予算とは関係ないと言つてもいいくらいに、今、新しい局を作る、あるいは部を作るというふうな場合には、そういう状態です。そういう場合におきましては、行政管理局はある程度

の力を持つて、審査権を持つて、しかしながら、これが予算と大きく関係して、大きな行政整理をや、あるいは大きな定員外職員を定員内に繰り入れる、あるいは予算を伴うような、大きく伴うような外局を作る、あるいは局を作るというふうな場合には、これは行政管理局の審査権といふものは、全く、あるようでないと言つてもいいくらいです。今回の公団、公社というこの審査権といふものは、予算を伴う、人事を伴う、その点については行政管理局といふのは、ノ

ー・タッチと言つてもいい。しかも、その面が大きい。過去の私今申し上げたような行政管理局の審査権といふものから見て、今回の審査権といふものは、実際は有名無実ではないか、あつてなきがごときものではないかといふ私は印象を持つて、過去の経緯から考えて、その点についてどういふふうな考へておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(川島正次郎君) 過去のことは私はあまり知りませんが、少なくとも私が行政管理局長官になりました以来、官庁の機構の拡大、定員の増などにつきましては、この関係役所は行政管理局と大蔵省であります、行政管理局で認められたものに大蔵省が予算をつける一次的に行政管理局で審査をいたしまして、行政管理局で認めれば大蔵省は無条件に予算をつける、行政管理局が認めなければ予算はつけない、こういう方針で三十七年度予算も三十八年度予算も編成をいたしてあります。今度この法案を提案しましては、三十七年度と八年度の予算編成の際の実績にかんがみまして、私どもに

関係なしに公社、公団、公庫等がふえますので、これは全く私の考へで発案をしたのであります、今後は一般官庁の機構拡張と同じように行政管理局でもってこれを審査するという意味は、なるべく新設を防ごうということでございます。根本には新設は避けよう、こういうことなんです。その基準はいろいろ局長から申し上げましたが、根本の方針としては、そういう考へで今後審査に当たるつもりで

○徳園哲夫君 私は、過去七、八年なり十年の行政管理局の運営、この中の審査権についての経緯から申し上げまして、予算を伴わない場合、そう大きな

な予算を伴わない場合には審査権といふのはその効力を発揮している、しかし、大きな予算が伴うという場合は、これは行政管理局の力じゃなくて、大蔵省の力、審査権といふのはその場合には、ある意味では空に帰してしまふというおそれすら私にはあつたと思つたのであります。今回の公団、公社といふのは、これは出てくるのは予算の面から出てくる、人事の面から出てくる、その人事は、これは大蔵省なり各省です。予算は、大蔵省と各省突つ込んでくるという場合には、これは過去の経緯からいって、そういう場合には行政管理局といふのは審査権がなかつたといつてもいいくらいになつて、今

も、それは、川島さんが長官のときは、長官でおいでのときはいいといふ感じもします。私はそういう印象を持つて、審査権があるけれども、これはどうも有名無実なものになりやしないかというふうに私は感じるので、過去の経緯からいって、監察局長、どういふふうな御判断をなさいますか、これは局長、長いわけで御承知だろと思つた。

○政府委員(山口西君) 予算と機構の審査は非常に関連がございます。しかし、行政管理局で実施いたします審査は、これは行政管理局の立場で、まあ機構については、組織管理については、専門家であるという立場で審査するわけでございます。そういう面から専門的な観点から、かつ全般を機構面からながめて実施いたしますと、大蔵省でやりますのはたくさん事務量の中の一部でございますので、やはり行政管理局で実施するほうが適切な審査がで

るといふことにはなると思つた。従来割合、予算について最終的に方針が決定いたしますので、その際に各省が大蔵省と行政管理局との間を往復いたしました、そしていづれか有利に事を運ぼうというふうな気が動きましますために、やや割合予算をいたしまして、そう多くないような機構などにつきましては、大蔵省のほうで認めても、ま、そういうことで、大蔵省のほうで先に機構を承認してもらつて、その結果を行政管理局に持つてきて審査をするというふうなこともなつた例が相当過去にはございます。しかし最近、行政管理局のほうで先に審査をして、その結果を大蔵省のほうに知らせる。大蔵省はそれに基づいて予算をつけるということにいたしてあります、ただその場合に、幾らか——実情を十分鶴岡先生は御承知のことでございますから別に隠しては申し上げませんが、最後にはやはり大蔵省は財政を

持つておりますので、財政の見地から意見はいろいろ出ます。その間に事務当局で折衝をするという段階はございますけれども、これは政府機関の内務部の連絡調整の問題でございます、役所の権限をいたしました行政管理局が審査権でございますし、そしてそちらのほうで専門家でございますので、その発言力がものをいふというところにならなければならぬわけでございます。

そういうことで実施いたしております、まあ従来の経緯を見ますと、私

五

も三年審査を管理局長としてやりまし  
たけれども、毎年同様の状況ではござ  
いませんで、従来の経緯もありまし  
て、実際の事務の取り扱いとして  
は、最近においてようやく行政管理局  
のほうで実質的に審査をするようにな  
ったと、こういうことが偽らざること  
ろでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、繰り返して申し  
上げておきますけれども、今局長お話  
しになりました、行政管理局の持つて  
おられる審査権というものは、過去の  
経緯から言うと、局長が今お話しに  
なったのは、あまり予算を伴わない局  
部の新設あるいは定員増、それも一け  
た二けたというのでありますからし  
て、予算はあまり伴わない。そういう  
場合においては、専門家である行政管  
理庁の審査権というものが存在し得  
る。しかし、予算を大きく伴うよう  
なものになると、財政的な見地という  
のが大きく出てきて、行政管理局の審査  
権というものは何かないようなこと  
も、消えてなくなるような感じすら持  
つ。今回のこの公社、公団等の問題に  
ついては、これは何といましても予  
算が大きくついている。財政的な見地  
が大きい、人事面が大きい。圧倒的  
に、人事面が大きい。そういう場合に  
ついての審査権というのは、これは  
よっぽどはつきりしないことには、ど  
うもまた過去の経緯からいっておかし  
なものになりやしないか。川島長官が  
長官のときはよろしゅうございませ  
う。そんな私は印象を持つわけです。  
その点をひとつ重ねて申し上げておき  
たいと思います。

なお、こういうようなことをやられ  
るわけでありませうけれども、今度衆議

院で修正が行なわれまして、新設と  
目的の変更以外に重要な制度の改  
正――業務の範囲の変更だとか、役員  
の増減、資本金の変動あるいは行政の  
監督方針の変更、こういうようなもの  
も加わってきますですね。その場合に  
行政管理局として、これはおそらく管  
理局でおやりになると思いますが、  
何かついたりみたりな形でおやりにな  
ると、これはいよいよもってどうにも  
ならないという私は印象を持つてい  
るわけです。拝見いたしますと、このた  
めに特に人員が三人、四人ふえるとい  
うわけでもないようですし、今の人員  
の中で何かやりくりなさっておやりに  
なるようでありませうけれども、そうい  
うもので一体できるのかどうか。これ  
だけの仕事をなさろうと思えば相当調  
査もしなければならぬ、その運営の  
問題につきましても常々承知をしてい  
かなければならぬ。そういうような  
組織に考えていらつしやらないように  
私は思っています。特にこの場合にお  
いて問題になるのは、管理局でやるだ  
けではなくて、監察局でこの公団、公社  
等について監査権を持つておられるか  
ら、その監察局と管理局とがある意味  
で総合された形でこれらの問題を取り  
扱わなければ、力ないものと思はる  
のです。そういう面についてお考えあ  
るのかどうか。何も人がふえるわけ  
でもないし、何もないわけでも、何か兼務  
みたいなことでおやりになるわけじゃ  
ないですか。そんなもので一体どうい  
うものができるというふうなお考えな  
いかどうか、その点をひとつお尋ねし  
たい。私は少なくともこれは空ぐら  
いを設けるか何かしなければ、これはで  
きませんと思えますね。いかがで

ざいますか。  
○政府委員(山口一夫君) 法律成立後  
における事務につきましては、きわめ  
て重要な仕事でございます。これに必  
要な資料の収集その他につきましては  
直ちに着手をいたしまして、審査に差  
しつかえないように態勢をとりたく  
思っております。

さらにお話のように、機構の審査そ  
れ自体は、常時の監察の結果と表裏一  
体をなして判断をしながらやらなけれ  
ばいけない問題でございます。この点  
につきましては、監察局、管理局十分  
連絡をいたしまして、両者で総合した  
力をもって審査を行ないたいと思いま  
す。

人の点につきましては、とりあえず  
公団、公庫等の特殊法人に関する事務  
を総括するために、管理官一人を専任  
にそのためにあてがう予定でございま  
す。それから一般の審査につきましては  
は、現在七人の管理官が各省を分担し  
て各省の行政機構の審査をいたしてお  
ります。公団、公庫等につきましては  
も、それぞれ各省ごとの系列がござい  
ますので、各省担任の管理官が自分の  
担任する省の系列に入る特殊法人につ  
きましては審査をするという建前で二  
本立で審査の態勢を整えて参りたいと  
考えております。

にまた、先ほど来申し上げているよう  
に、審査権そのものもきわめて私は弱  
い、本来きわめて弱いものです、とい  
うふうに思っていますし、そこへ持つて  
人間は一人しかいないというふうな  
ことでは、これは私はどうにもならぬ  
のではないのかという感じがするわけ  
です。ですから室程度を設けられて、  
それは管理官一人おられてもいいが、  
室程度設けて運営なさったらどうなん  
ですかね。これは重要であるがゆえに  
私は特に主張したいわけなんです。室  
のごときものを設けて措置されるほう  
がいいのではないかとこのように思  
います。先般この法案の審議のとき申し  
あげました行政苦情処理の問題、これ  
は相談室というのを設けられた。人員  
はふえないようでありませうが、相談室  
設けられましたけれども、何か室みた  
いなものを設けておやりになるぐらい  
の組織的なかまえないという、は  
なはだ私どもとしては心もとないとい  
う感じを持つておられるのですがね。い  
かがでございますか。

○政府委員(山口一夫君) 公団その他  
特殊法人の関係を総括するための管理  
官を一人と申しましたが、その管理官  
の責任におきまして総括をいたすので  
ありまして、その管理官のもとには当  
然副管理官、主査、その他の事務官等  
が配置されますので、ある程度の固ま  
りはできるわけでございます。

それからこのために特に室を設けて  
やたらどうかという御意見ございま  
すが、現在行政管理局自体の構成が  
少数精鋭主義で全体の人数も非常に少  
ない関係もございませう。そのために特  
に室を設けるということによりまし  
て、全体の運営に若干支障を来たすも  
のもございませう。さらにまた、積極的  
には公団公社、公庫等は各省にまた  
がって設置されますので、それら全体  
をある程度双方に見合いながら方針を  
きめていくという必要も国の行政機関  
の場合と同様にございませうので、た  
だいまのところ、一人の責任者とそれ  
れ各省担任する管理官との協力により  
ましてやっていくほうが適當ではない  
か、かように考えております。ただ仕  
事自体につきましては、ただいまお尋  
ねの点十分考慮いたしまして、全力を  
あげて御期待に沿うようにいたしたい  
と考えております。

○鶴岡哲夫君 これは私ではできるだけ  
すみやかな機会にそういう御検討い  
ただくように川島長官に要望申し上げ  
ておきたいと思つておられます。い  
かがでございますか。

○国務大臣(川島正次郎君) 公団、公  
社、公庫等の審査、人員はただいま申  
し上げたとおり、局内で連絡調整する  
一人の管理官がおりますが、あとは各  
省別のそれぞれ管理官を置きまして、  
そのもつと審査しまして、それを連絡  
調整するために一人の管理官を置くこ  
うのが今申し上げた内容でございます  
して、これでやりましたら大体いいん  
じゃないか。従来の官庁機構と同じよ  
うなやり方でやっていると、いんじやない  
かと思つておられますが、なおそれで不十分であ  
りますれば、適当に考えます。

○鶴岡哲夫君 最後に私は少しばかり  
先般、先ほどからの公団、公社、事業  
団について申し上げましたですが、そ  
こで少しばかりうがった言ひ方になり  
あるいは失礼かと思つておられます。  
何か少し言つてみたくなるわけです。  
行政管理局もお役所でございますので

言つてみたくなるわけでありませんが、それは一つは公団、公社、事業団百近くございませぬけれども、行政管理局には一つもない。会計検査院なし、人事院ありませぬ。それから国会にもありませぬ。それは単に事業団、公社あるいは公庫がないだけではない。それと関連ある官利会社もございませぬ。会計検査院も官利会社もございませぬ。ですから、人事院が今度出しておりますところの国家公務員法百三条の第二項に基つてこの高級公務員の官利会社への天下り、これらの申請の表が参つておりますが、これを見ましても会計検査院には全然そういうものはありません。官利会社へ舞いおろすというやうなことはない。国家にもありません。行政管理局にもありませんし、人事院にもありません。行政管理局にないということ。ところが、行政管理局から四、五名の監査役が事業団におりてゐる、あるいは公庫におりてゐる、おられるようでありませぬ。そこへ持つてきて、この公団公社の監査機構の強化に關する勧告がなされて、監査機構を強化しなければならぬ、監査役を重要視しなければならぬという、二十二の公団の監査結果が出ていますね。それから三番目に、今度審査権、これは目的は抑制するといふものも一つ大きな目的として審査権、この三つを考へて見た場合に、どうも行政管理局も公団、公社への横すべりをひとつこの際一枚加わらうというやうな感じがあるのではないかと感じますが、わけです。私は行政管理局で専門的にこういうことをやられた方が、確かに一般行政管理局から見ましてりつぱであります。行政管理局の公務員として

は、その方々が専門的な知識を持つて、公団、公社に入つて、そして監査役を務めるといふことについては賛成であります。どうも一枚加わるのじやないかというやうな印象を受けるわけです。先ほどの三つの理由の中からその点で、どうも一枚加わつたのじやないかという、それでは抑制しようといふやうな、一つの大きな目標といふ監査権、審査権といふものが、どうもまたあいまいになるのではないかと感じを持つております。ですからそれはひとつその程度に申し上げて、行政管理局で専門的にこういうことをやられた方が、公団なり公社等に行つて、あるいは監査をやらされる監査役におられることには、私として異議はありませぬ。何かそういう風潮の中に、一枚加わるのではないかと、その点を一つ、これはつけ足りとして申し上げておきたいと思ひます。この衆議院でつきました附帯決議であります。どうも遺憾なきを期するといふのでありますけれども、これはやはり公務員制度といふものを根本的に考へなければ、なかなかむずかしい問題でもあらうと思ひますし、ぜひとも私に、まあ私どもも期待をしたいと思います。以上をもつて私の質問を終わります。

○委員長(村山道雄君) 他に御質問はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○下村定君 ただいま審議中の本法律案は、最近乱立の傾向にあります。公

社、公団、事業団、公庫等、いわゆる特殊法人の新設等に關しまして、行政管理局において、行政の統一と、公正妥當を確保する見地から、あらかじめ十分に審査、検討しようとするものであります。時宜に適した処置と存じ、この見地から私は自由民主党を代表して賛成の意を表するものであります。しかしながら、いわゆる特殊法人につきましても、その新設等に慎重を期する必要があることはもちろんであります。同時に、その役員的人事につきましても、公正にかつ適材適所主義に徹することが、その業務を適正にし、能率的な運営のためにきわめて肝要なことは申し上げるまでもないと存じます。しかるに、これら法人の役員の大半は關係官公庁の公務員出身者によつて占められてゐるのが実情でありまして、いわゆる天下りの人事をして最近特に國民の疑惑を招き、その批判も高まつております。したがつて、この人事については、政府において特に慎重かつ公正を期するよう、次の附帯決議を付することにいたしたいと存じます。

なお、この附帯決議は、自民、社会、民社の三派共同提案にかかるものであります。この際、便宜上私からこの案文を朗読いたします。

行政管理局設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

近時、公社、公団、公庫、事業団等の役員地位に、關係官庁の高級公務員が天降りに就任する傾向が著しく、國民の批判も高まつてゐる。政府は、これら特殊法人の役員の人事については、慎重かつ公正を期し、その業務の適正にして能率的な遂行に遺憾なきよう努められたい。

以上でございます。

○委員長(村山道雄君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致を以て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて下村君提出の附帯決議案は、全会一致を以つて本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願ひます。

本決議に対し、川島行政管理局長官から発言を求められましたので、この際これを許します。

○國務大臣(川島正次郎君) ただいまの附帯決議の趣意は、適當の機会に閣議等で私から申しまして、これを実行できるように、ひとつ努力いたしたいと思ひます。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

国家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。ただいま政府側より佐藤人事院総裁、大塚職員局長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○鶴岡哲夫君 この法案は御承知のやうに、衆議院の内閣委員長の提出になつておりました。したがつて、内容については、提案者に若干伺わなければならぬ点があるわけでありませぬが、きょうは百三条の若干の点につきまして人事院にお伺いをいたしたい。

まず百三条の第二項によりまして、簡単に申し上げまして、官利会社に天下つてはならないということになつておりますが、ただ、その次の項の第三項で、人事院が承認を与えた場合は、天下つてもよろしい、その場合は天下りと言われないのだからと思ひますが、就任してよろしいということになつております。さらにこれは一四—四という人事院規則ができておりました。さらにまた一四—四の一項という細則ができております。これらの点について若干のお尋ねをいたしたいと思ひます。それは従来から役所の中では非常に問題になつてゐる点であります。最近注目を集めたやうな点が出ておるわけでありませぬけれども、従来から公

務員の間では問題になってきたところであり、国家公務員法の今問題の百三三の第二項に出ておられますところの「国の機関と密接な関係にある」というものは「つくことを承諾し又はついでに密接な関係という問題だろうと思うのです。国の機関と密接な関係にある営利会社ということですが、この密接な関係というものは、人事院の規則一四一四を見てみましてもはつきりしない。この密接な関係というものは一体どういうことなのか。これは判定の基準として重要だと思しますのでお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(大塚基弘君) お答えいたします。百三三の二項では、営利企業と国の機関との関係ということで、密接な関係とは何かというふうに私ども考えております。したがって、言いかえれば、利害関係—密接な関係と申しますからかなり厚い利害関係を持つというふうな場合と考えております。そこで、御指摘のとおり一四一四の系列の規則の中では、この密接な関係というものを明らかにしておりませぬのですが、規則一四一八のほうに「この一四一八と申しますのは「職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合」のことなんですがこの運用についての通達を出してあります。この中で「特別な利害関係」ということを一応通達で規定してあります。そこを御紹介申し上げますと「特別な利害関係」とは、補助金、外貨資金等の割当、交付等を行う場合、会社の設立、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場

合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、各種の統制を行う場合、国税の査定、徴収を行う場合等の監督関係もしくは権限行使の契約関係をいう。まあ百三三のほうにおきましても、大体私どもがこうしたものを密接な関係というふうに解しております。

○鶴岡哲夫君 これは国家公務員法のあちこちの関係のところを読んでみましても、密接な関係という点がなかなかはつきりしていない言い方をしているわけですね。今人事院の説明では一四一八のところを御説明になったのですが、これはそういう意味では、行政学者関係に少しばかり趣旨を宣伝しておく必要があると、あいまいたと指摘しております。はつきりしておらぬですね。これは各行政学者が不安なようですね。

次に人事院が百三三の三項によつて、人事院規則が定めるところで個別に承認を与えるわけですが、人事院からいただきました三十六年、三十七年の営利企業就職承認に関する審査状況という表を見ますと、三十六年は百六十件申請があつて大体一〇〇%、オーパスという、もつとも不承認五件ございまして返却は二件、まあしかしこの程度ですとオーパスというものに該当します。昭和三十七年が百六十四件、この場合は不承認が二件、返却が八件とありますが、それにしても、申請したものは大体パスをするというふうな言つても過言ではなからうと思つております。ですが、これ以外に申請を出すまでの間にいろいろ各行政官庁

と人事院と話があるのではなからうかというふうな推定をし、推察をするわけですが、そういうものも相当あるわけではございませんか。そういうものは少ないものであつて、大体ここに出たものが第二項、第三項による審査状況ということになるわけですか。

○政府委員(大塚基弘君) お答えいたします。お配りした資料の数字から見ますと、確かに三十六年におきましては、申請百六十件に対して承認百五十一件、三十七年は百六十四件に対して百五十六件ということにして、承認件数の比率をとりますと非常に高い。ごもつともな御質疑なんです。しかしこれには、私どものこの申請に關する手続を申し上げますと、もう少しこの数字の意味が御理解願えるかと思つたので、その点を簡単に申し上げます。

まず私どもとしましては、この規則一四一四によりまして一般的に当てはまるというふうな一般的な基準というものは立てかねるのでして、個別審査をいたしておりますが、しかしなお、省庁と、それから営利企業との間では理由のいかんを問わず、五年間のうち何年かそういうポストに在職しているという場合にはこれは承認できないという場合がございます。たとえば自動車局長をやつておられて、それが自動車局長のままバス会社の役員に地位に移るといふようなことは不承認というところはもうあらかじめきめております。したがって、こういう形でもってまず原則的に、何と申します

か、カテゴリーとしてだめなんだという場合が幾通りに各省庁についてございまして、これがつきましては、各省庁とも指導いたしております。そういう申請はあらかじめ出ないということに大体なっております。

その次に、個別ケースとして密接な関係があつて承認できるかできないかというところが、申請をなさる省庁側においてはつきりしないような場合で、事前に協議にお持ち込みになるところがかなりございます。その事前協議でもってわれわれといたしましては、正規に申請してもむずかしいだろう、承認はできないだろうというケースは、一応それを事務局として明らかにしておきます。このような場合は正式な申請がなされないわけでございます。件数で申し上げますと、今正確な件数は覚えておりませんが、三十六年、三十七年及びそれ以前におきましても、大体十件と二十件の間、多いときは十七、八件、そういう件数がございまして、これは扱ひの上から申し上げます。これは扱ひの上から申し上げます。よくいふことでございまして、総て一度営利企業のほうでもって、総てでもって役員に新しく選任するんだということをやつておつた者が、民間会社の守衛に移つたというふうな意味では、営利企業へのそういう形で全く密接な関係が何らないという意味で職場を移動するものという形は、これはかなりあります。そういうことではないかと思つておりますが、いまだその辺のデータを調査いたしたことはございませぬ。

○鶴岡哲夫君 この今の問題については、御承知のように、国家公務員法の百九条の十三号によりまして、こういう営利会社に就職を、営利会社のほう

いということも、別の観点から私ども申す点もございまして、その辺は略しておきます。

○政府委員(大塚基弘君) これは国の機関と密接な関係があるということと、申請を出して承認、不承認ということとをさせておきますので、お考えいただくまでもなく、たとえば官庁の守衛をやつておつた者が、民間会社の守衛に移つたというふうな意味では、営利企業へのそういう形で全く密接な関係が何らないという意味で職場を移動するものという形は、これはかなりあります。そういうことではないかと思つておりますが、いまだその辺のデータを調査いたしたことはございませぬ。

○鶴岡哲夫君 この今の問題については、御承知のように、国家公務員法の百九条の十三号によりまして、こういう営利会社に就職を、営利会社のほう



へ行つた者は一年以下の懲役とか三万円以下の罰金に処するということになつておるわけでありませぬ。實際承認しないで官利会社に天下りいたしておるといふことを調査されたりあるいは調べたりされたことがあるのかどうか。

○政府委員(大塚基弘君) たいだいま申し上げましたように、調査はいたしておりませぬ。しかし、大体においてその問題になつておられるのは、多くの場合、高級官僚の人事院に承認を得なければならぬのは、行政職(付)の俸給表の三等級以下及び四等級以下でも役員に就任する場合というふうにして、人事院の承認を要することにいたしておるわけでありませぬ、この辺の方々の就職後の動向ということになりますと、やはり世間でもある程度わかっていることないしは同僚その他後輩等にも知れわたつておることとして、その辺の方々が全く国家公務員法に反したような形で就職されるというようなケースは、まず私どもはないと思つております。で、先ほど申し上げたように、その辺のところの調査をいたしてはおりませぬ。

それからもう一点、先ほど、この前の御質問にお答えするときに、最後に、略した形で申し上げないと申したのですが、実はこの百六十何件というような数字のうちには約半数はいわゆる密接な関係というものは、私どもの申請の中ではない場合、たとえば権限関係が実際には全然ない。それから管区機関以下の機関、二次機関以下の機関でありまして、管轄が全然違つておられるような場合は、これはもうわれわれといたしましては、一応審査をいたし

ておりまして、そうして承認、不承認というふうな処置をいたしておりませぬ。したがって、むしろほんとうにわれわれとして審査を要するような密接な関係よりも、ほゞ倍近い幅でもつてわれわれ審査を行つておりますので、その点から考えても御指摘のような調査を必要であるというふうには、われわれは今までは考えておりませぬ。具体例があつた場合には当然考えなければならぬと思ひます。

○鶴岡哲夫君 この密接な関係があるというのをはずして天下りをして、この法律では二年後には自由になるわけでありませぬから、二年後にその目的のところに行くという話も聞々聞々わけです。そういうのも実際上私はあるというふうにも思ふのです。そこら辺のこととはやはり人事院としてこれはなかなか調査もしなければならぬし、たいへんだろうと思ふのですが、ただこれには先ほど申し上げておりますように、国家公務員法で厳重な罰則がついておる。罰条がついて、一年以下の懲役と三万円以下の罰金という罰条がついております。国家公務員法にこういうふうなものがある罰条がございまして、たいへんなんでありますけれども、しかし、これは第百三条の第二項の例をとつてみましても、これは懲役一年、三万円以下の罰金という、そういう非常にきついつい締め方をしておるわけでありませぬ。その場合に、何か調査をするだけの経費がない、人がないということにもなりませうし、と

いうことで、少し私はこの点について運営がまずいようにも思ふのですが、これだけの罰則がついては罰には、さらにまた、当然申請しなければならぬ

ぬようなものが、申請しないで行つてしまふ。その場合の調査も、今の人事院の陣容等では、なかなかできがたいであらうと思ふのでありますけれども、そういうものも私も、近い例も承認をいたしておりますが、そういうふうなものも、なかなか調査をするという例であらうと思ふ。それは少ない例でありませう。非常に少ない例でありませうけれども、そういうものがやはりあるというふうにも私は考えているわけではあります。

それは一応おきまして、次にこれは罰金を課することになり、一年以下の懲役に処することになっておるのです。が、そういう例が現行法律が施行されて、今、十五年になるのですが、昭和二十三年の末以来約十五年の間に何件くらいあつたものか。

○政府委員(大塚基弘君) 百三条関係では全然ございませぬ。ただ、念のため申し上げますが、御承知のとおり、規則の規定にございまして、二年間にわたりましては、少なくとも非役員の地位から役員にかわる、あるいは役員の地位でも仕事の性質の違ふ地位にかわるというような場合は、再度人事院に申請して承認を得なければならぬ建前になっておりますので、非常に少ないケースですが、なお二年間にそういうことがあつた事例もございませぬので、われわれとしては、この三等級以上に關しましては、いわゆる法の精神を無視したようなことが實際に起つておるというふうなことは實際に起つておるに違ひないと思ふのでございませぬ。

とがない、まことにけつこうな話でありませぬ。次に、今、答弁の中にありましたように、承認を受けて就職をしても、二年以内の場合においては、先ほどのお話のように、人事院に再申請をしなければならぬというのですが、そういうような例が今までのどの程度あるものか、この十五年の間に、大体の感じではいひませぬ。

○政府委員(大塚基弘君) 実は手元には十数年間のございませぬので、昨年だけを当たつて見ましたものでは昨年中三件でございませぬ。

○鶴岡哲夫君 昨年三件、そうすると、一年間に百五、六十件天下る、二年間という三、四百人くらいの方がおられるわけですが、その中で三件なんというのと、これはまことにお恥かしい話です。

さらに今、先ほどの答弁の中に、こういうように三等以上については人事院で直接承認をしておられる、それで四等以下につきましては、人事院としては各省庁にこれを委任して、さらに各省庁は、今度は上級の職員に委任をしておられるというのが、この人事院の規則の一四四の六項に出ております。それで人事院が各省庁に委任して四等以下の問題については報告をする義務はないようですね。ですからどういうふうになつておられるのか、人事院としてもなかなか判断のしにくい点もあらうと思ふのですが、ただ次の第七項に人事院は委任しておられる。所轄庁の長に委任しておりますが、それが与えた承認でこの規則に違反した場合は、そのときは人事院がこれを取り消すことができる、こういうことになつて

ております。取り消されたような件数がどの程度あるものか。

○政府委員(大塚基弘君) 最後の件数の御質問でございませぬが、実は今までに取り消された件数はございませぬ。しかし、その前のお話がございませぬので、その辺の取り扱ひを簡単に御説明申し上げておきます。四等級以下でももちろん役員の地位に就職する場合に、人事院で審査を行つて承認を与えなければならぬということになつております。これは規則に規定してございませぬので、御承知のとおりだらうと思ひます。それであと報告をするようにというふうなものは、規則等に出でこないじやないかとおしやいます。この点は、その取り消し権でございませぬので、在来毎年報告させようといひましておられます。実は昨年からはこの報告を年二回、六月ごと

に切りかえまして、二回報告をとる、これは一昨年あたりから人事院の扱つております三等級以上及び四等級以下の役員就任の場合も非常に件数がふえて参りましたので、この際やはりその辺をもう少し人事院としては十分監督できるようにという意味で、報告の回数を二回にいたしました。その内容については、一応われわれとしては書面審査を行つておられます、それから特に件数の多い省庁、たとえば国税、運輸、大蔵本省、運産、建設というところにも關しましては、昨年度からは係官がおもひいて、十分指導を行つていくということにしておりまして、今申し上げた省庁に關しましては、三十七年から係官を派遣して指導しておられます。

○鶴岡哲夫君 これはいろいろ今お伺

いをいたしたのですけれども、どうもこの法律の百三条の第二項は、これは官利企業の役員地位、これは評議員まで含めてですね、役員それから顧問もしくは評議員、そういうものについてはならないと、こう規定してある。そうしてそれについては、一年以下の懲役、三万円以下の罰金と、罰条まで課してある。

しかしながら、実際はどうも次の第三項の人事院の承認を与えた場合というところで、若千の例外はあるけれども、これは例外的に罰則にひっつかかた者もないというお話ですが、何せ十五年間ないというお話、はなはだおめでたい話なんです。それからあと人事院規則によりまして二年以内の第四の第八項に出ています二年以内に移った場合、二年以内の場合承認を得なければならぬことになって、再申請しなければならぬことになって、これはどうもあいまいな形に置いておけるんじゃないかと思えますし、また、一番数字も多いでしょうけれども、省庁に委任されている場合なんかを見ても、人事院が権限を持っておる取り消した例は一件もないということになりますと、どうもきわめて法律はざる法である。

しかも運営もはなはだしくざる運営をしておる。みんな漏らしておる、みんなと言わなくても何かそういう印象を強く受けるわけですね。ですから何か有名無実のような気持がするのですね。私そういうふうな感じを持つということについて、人事院のほうの御感想をお聞きしたい。ざる法であって、ざる運営をやっておるこれじゃみんな

逃げちやうというふうな感じを受けるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 鶴岡委員のお言葉によりまして、まことに哀れなことになりまして、私もいって立ってもしられないような感じに追い込まれるわけでありまして、それで、結局いかにもざる運営をやっておるのじゃないか、これは結局のところ、最初の入口の問題が私は大きなポイントになると思えます。かつて私も高等試験委員の制度がありましたところに、いわゆる特別任用の選考ということをやっておりますけれども、大体正式の選考書類として持ってくるものは必ずパスするというのが形になるのですが、しかし、先ほどの局長の話にもありました、大体そういうものには各省のほうから見込みのないものは各省のほうから持ち出さない、多少あやふやと思われるものは正式な書類が消されるのを待つまでもなく、事前に事務的の相談に来るといのが行政一般の私の実態であると思うわけでありまして、そういう意味において、初めからもう各省間で差し控えておるものがあるから、何かと申しわけありませんけれども、そういうものもある。そして、出て参りましたものは、私どもとしては、やはり公正に誠意を持って審査をして、そうしてこれはいづれ世間にも知れることをごいいますから、見えすいたことをやれようはずがないわけでありまして、誠実にやっております。それから今のように、全然もぐりで脱法的な行為というものがど

ぐらいあるか、これは調査をいたしておりませんというのが常識でありま

す。常識でございますけれども、常にわれわれとしては、やはり注意は注いで常に関心を持ってやめた人々の行く先を注視はしておることは申し上げておきたいと思えます。そういう意味での努力については至らぬところがあるかもしれないけれども、主観的には努力をいたしておるつもりであるというふうに申し上げておきたいと思えます。

○鶴岡哲夫君 総裁、私は百三条があるというのを承知しておりますが、しかし、そういう内容に立ち入って公務員全体ほとんどの者が知っていないと思っております。私もこの一覽表をいた

だきまして、はあこの程度しかないのかと実はびっくりしたわけですね。詳細に見てみたらなるほど四項以下は当局にまかしておる、各省庁にまかされておるのだが、各省庁にいたしまして、自分で自分のことをやるのですから、これは相当のことだ。だからそれをお取り消しになった例がありはしないか——これは人事院規則による取り消すことができるということになっております。取り消しは幸いにならないやうであります。この十五年の間に、そうなるかどうかという運賃なんだという感じがするわけですね。ですから実際上一般に受ける印象としては、こういう法案が出てくるのは意外な感じを持っておるのじゃないでしょうかね。どうも私の感じでは、今お伺いをした範囲ではざる運営になっておる。何せ懲役を課しているのですから、罰金を課しているのですから、それがそういう運用では、これをもし公務員全体がこういうことを承知したら、これはちよ

ういばかり、総裁、洋視をしておる、

関心を抱いておるということでは片づかないと思っております。というものは国公法によりまして、先ほど申し上げましたように、三十幾つの罰条がございますが、罰金並びに懲役を課しておられる、その中のある特殊なものについてはきつくと出てくる、こういうものについては何か間が抜けているような印象を与えるというところは、はなはだしく当を得ない話なんです。ただ、就職の自由とかなんとかいう問題になりますと、これがそれ以外の人權の問題についても全部当てはまるわけですから、これは私は理屈にならないというように思っています。ただ私もう一つ伺いたいのは、人事院規則の四一四の四項に「その者の任用又は離職について特殊な事情が存在し」というのがありますね。この特殊な事情というのはどういうことですか。

○政府委員(大塚基弘君) あまり多いケースではないと思えますが、一般の行政整理あるいは定員の改廃等の点は、この項よりも前のほうに規定がございますので、ここで特殊の事情と申しますのは、あまり多い例ではないかもしれませんが、民間の官利企業から経済官庁に一定の年限を約束して就任していったと、その約束の期限がきたというふうな場合には、当然もとの官利企業に戻るといのが当然だろうというふうなこと、それからまあ、前の行政整理のような場合も除きまして、本人の意思でなく、客観的に離職が迫られておるような場合、たとえば最近の高級人事におきまして、ある場合にはトップ・レベルの者の何人が勧奨退職といいますが、ともかく退職せざるを得ない、勧奨退職のような形、あ

るいは任命権者からさうゆうことが勧奨されるような場合がございますわけですが、さうゆう事情をさしておられます。それ以外にも全く別に職員自体で特殊な事情というものは、二考えられないこともないと思えますが、大体においてさうゆう場合、特に勧奨退職の場合というのをわれわれとしては考慮の基準の一つとして考えております。

○鶴岡哲夫君 これは今任用は別にしまして、離職について特殊な事情という、特殊の事情という、今お話のように、勧奨みたいなものですね。しかし今、今日高級公務員、これは部長なり局長なり次官なりというところは、これはやめるときは全部勧奨でしょう。病気でやめる人はない、やめるのもあります。やめる人はいない、やめるのではない、大体病気をしておいても、どこかしばらく審査官とか参事官とかいうようなことで置いておきますが、実際やめるときは勧奨ですよ。大臣に呼ばれて、どうだ君、この辺でひとつやめてくれないか、こういうことになるわけですね。さうしますと、それはこれにかかっちゃう高級公務員は、さうするかからや高級公務員は、さうする

と、それは認定をする就職していいという条件の一つに入るわけですか。

○政府委員(大塚基弘君) ここで条件は二つしかございません。お読みのとおり、特殊の事情が存しそれからまた、法精神に反しないということなん

でして、われわれは両方の点を基準として考えておりますが御指摘のとおり、一応勧奨退職というものはこの特殊な事情に入るといふふうに見ておるのです。これは私から申すのも何です

るいは任命権者からさうゆうことが勧奨されるような場合がございますわけですが、さうゆう事情をさしておられます。それ以外にも全く別に職員自体で特殊な事情というものは、二考えられないこともないと思えますが、大体においてさうゆう場合、特に勧奨退職の場合というのをわれわれとしては考慮の基準の一つとして考えております。

が、もともとこの法の精神そのものはやはり在職中に営利企業と特殊な関係を結んでおいて、勸奨退職という性格好ではなく、自分から何年かたてばその営利企業の地位につくのだというような工作、公務の公正を害するような工作をやるのをチェックするという精神で一応法は立法されていると思えますので、現実には高級公務員が離職する場合は、勸奨退職が大部分であるという事になりまして、その辺は法の解釈からいってそれほど不自然ではないのではなからうか。

それから、お話の反論をいたすようでございますけれども、やはり高級公務員の場合でも、私どもの場合その勸奨退職でないものでも申請は当然ございますので、勸奨でない申請というものも、教は多くございませぬけれども、出てきておることは確でございます。念のために申し添えます。

○鶴岡哲夫君 ここでもどうもざるに考えられますね、ざるみいたいな印象を受けますね。どうも全体として見てどうも運営はざる法みたいな運営の印象を受けるわけですがね。そこでもう一つ人事院規則一四四ですね、これは非常に重要なわけなんですけれども、この内容を見ても、あちこちに、二十五年から実施することかあるいは二十九年から実施することかあるいは三十一年から実施することかというようなカッコ書きしているのがございませぬ。これはその前までは、こういう条項については放置してあったという意味ですが、改正をしたという意味ですか。

○政府委員(大塚基弘君) どうも不勉強で恐縮ですが、今一々このカッコ書き

き入っているのを私記憶しておらないのですが、大体においてそのつど改正されてきたというところだと思えます。一部中には前例によつた、それまでは前例によつたということではないかと思ひます。

○鶴岡哲夫君 人事院規則というのは御承知のように、場合によると、法律にかわるくらい重要性を持った規則が多いわけですね。それで、この場合もやはり罰条を課している、懲役を課しているというこの運営するものでありますから、ですから本来はやはり法律でやるべきだと思ひます。けれども人事院は広く準立法的なものを持っておりまして、したがって、こういう重要なものは人事院規則で出るわけですが、私どもは、この場合に、私の拝見いたしました印象では、これはどうもそれまではほうっておいたのじゃないか。そうして二十九年ごろからあるいは三十一年ごろからあちこちあります、今局長のおっしゃったようなものもあるだろうけれども、それ以外に野ばなしにしてあったところもあつたのじゃないかという私気はするわけですね。それで、本来この条項については高級公務員の非常な反撃があつたわけなんです。今日のごとく、何か私どもが見て

公務員法の非常な反撃があつたわけなんです。今日のごとく、何か私どもが見て

○政府委員(佐藤達夫君) 経過的なお話をいたしましたので、ついでに申し上げておきたいと思ひますが、この国家公務員法が大改正で昭和二十四年に改まりました。この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりですが、そのときにわれわれはまた立案の衝に当たつておりました、この種の規制というものは一体憲法上どうなるだろうかと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になった人の就職をここで制限しようというのですから、実は公務員法の分野の問題ではないので、一般の営利企業への就職の制限の問題として、これは出てくるであろう、しかも、大きな罰則までついております。何のために公務員法の分野にこれが取り上げられてくることになるのかという点に一応疑問をもちまして、憲法上の職業選択の自由との関連をどう説明するか。公務員である者が兼職をするという場合には、もちろん職業選択の自由も何もございませぬから、これを規制するのはいいのですが、平民になった者の職業選択の自由を規制する。罰則まで書いて規制する。よほどはつきりした説明がつかないと憲法の自由の制限になりはしないかという角度から、一つの問題を出しまして、そしてまたまただいま職員局長が申しましたように、在職中に盛んに自分の天下り先を開拓して、便宜を供与して、いざというときに自分が離職してそこに天下りする。これは結局公務員在職中に非常な不正なことをやらせる大きな原因になる。これは公務員の秩序の問題として由々しきことである。それを取り締まるということから憲法上十分説明できるということから参りました。したがって、先ほどの規則にありますが任用の際に特殊の事情、た

ておきたいと思ひますが、この国家公務員法が大改正で昭和二十四年に改まりました。この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりですが、そのときにわれわれはまた立案の衝に当たつておりました、この種の規制というものは一体憲法上どうなるだろうかと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になった人の就職をここで制限しようというのですから、実は公務員法の分野の問題ではないので、一般の営利企業への就職の制限の問題として、これは出てくるであろう、しかも、大きな罰則までついております。何のために公務員法の分野にこれが取り上げられてくることになるのかという点に一応疑問をもちまして、憲法上の職業選択の自由との関連をどう説明するか。公務員である者が兼職をするという場合には、もちろん職業選択の自由も何もございませぬから、これを規制するのはいいのですが、平民になった者の職業選択の自由を規制する。罰則まで書いて規制する。よほどはつきりした説明がつかないと憲法の自由の制限になりはしないかという角度から、一つの問題を出しまして、そしてまたまただいま職員局長が申しましたように、在職中に盛んに自分の天下り先を開拓して、便宜を供与して、いざというときに自分が離職してそこに天下りする。これは結局公務員在職中に非常な不正なことをやらせる大きな原因になる。これは公務員の秩序の問題として由々しきことである。それを取り締まるということから憲法上十分説明できるということから参りました。したがって、先ほどの規則にありますが任用の際に特殊の事情、た

ておきたいと思ひますが、この国家公務員法が大改正で昭和二十四年に改まりました。この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりですが、そのときにわれわれはまた立案の衝に当たつておりました、この種の規制というものは一体憲法上どうなるだろうかと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になった人の就職をここで制限しようというのですから、実は公務員法の分野の問題ではないので、一般の営利企業への就職の制限の問題として、これは出てくるであろう、しかも、大きな罰則までついております。何のために公務員法の分野にこれが取り上げられてくることになるのかという点に一応疑問をもちまして、憲法上の職業選択の自由との関連をどう説明するか。公務員である者が兼職をするという場合には、もちろん職業選択の自由も何もございませぬから、これを規制するのはいいのですが、平民になった者の職業選択の自由を規制する。罰則まで書いて規制する。よほどはつきりした説明がつかないと憲法の自由の制限になりはしないかという角度から、一つの問題を出しまして、そしてまたまただいま職員局長が申しましたように、在職中に盛んに自分の天下り先を開拓して、便宜を供与して、いざというときに自分が離職してそこに天下りする。これは結局公務員在職中に非常な不正なことをやらせる大きな原因になる。これは公務員の秩序の問題として由々しきことである。それを取り締まるということから憲法上十分説明できるということから参りました。したがって、先ほどの規則にありますが任用の際に特殊の事情、た

ておきたいと思ひますが、この国家公務員法が大改正で昭和二十四年に改まりました。この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりですが、そのときにわれわれはまた立案の衝に当たつておりました、この種の規制というものは一体憲法上どうなるだろうかと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になった人の就職をここで制限しようというのですから、実は公務員法の分野の問題ではないので、一般の営利企業への就職の制限の問題として、これは出てくるであろう、しかも、大きな罰則までついております。何のために公務員法の分野にこれが取り上げられてくることになるのかという点に一応疑問をもちまして、憲法上の職業選択の自由との関連をどう説明するか。公務員である者が兼職をするという場合には、もちろん職業選択の自由も何もございませぬから、これを規制するのはいいのですが、平民になった者の職業選択の自由を規制する。罰則まで書いて規制する。よほどはつきりした説明がつかないと憲法の自由の制限になりはしないかという角度から、一つの問題を出しまして、そしてまたまただいま職員局長が申しましたように、在職中に盛んに自分の天下り先を開拓して、便宜を供与して、いざというときに自分が離職してそこに天下りする。これは結局公務員在職中に非常な不正なことをやらせる大きな原因になる。これは公務員の秩序の問題として由々しきことである。それを取り締まるということから憲法上十分説明できるということから参りました。したがって、先ほどの規則にありますが任用の際に特殊の事情、た

ておきたいと思ひますが、この国家公務員法が大改正で昭和二十四年に改まりました。この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりですが、そのときにわれわれはまた立案の衝に当たつておりました、この種の規制というものは一体憲法上どうなるだろうかと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になった人の就職をここで制限しようというのですから、実は公務員法の分野の問題ではないので、一般の営利企業への就職の制限の問題として、これは出てくるであろう、しかも、大きな罰則までついております。何のために公務員法の分野にこれが取り上げられてくることになるのかという点に一応疑問をもちまして、憲法上の職業選択の自由との関連をどう説明するか。公務員である者が兼職をするという場合には、もちろん職業選択の自由も何もございませぬから、これを規制するのはいいのですが、平民になった者の職業選択の自由を規制する。罰則まで書いて規制する。よほどはつきりした説明がつかないと憲法の自由の制限になりはしないかという角度から、一つの問題を出しまして、そしてまたまただいま職員局長が申しましたように、在職中に盛んに自分の天下り先を開拓して、便宜を供与して、いざというときに自分が離職してそこに天下りする。これは結局公務員在職中に非常な不正なことをやらせる大きな原因になる。これは公務員の秩序の問題として由々しきことである。それを取り締まるということから憲法上十分説明できるということから参りました。したがって、先ほどの規則にありますが任用の際に特殊の事情、た

とえば営利会社から役員になってくれということをお願いされて、それをやめてもとの古巣に戻る場合はいいじゃないか、離職の際、心ならずも定員の縮減でやめさせられる。勸奨をして退職させ、自分で開拓して自分でやめるというのと違つておられるが、この規則の節々にそういう点が出ておるといふわけでございませぬ。その辺の調和をいろいろ考へてこの規則ができておるといふことになりまして、ざる法という御批判も確かに一つあるわけでございますけれども、公務員がこの分野の問題としては、あるいはある程度の法的な外見を呈してもこれはやむを得ないのじゃないか。何も弁護するわけじゃございませぬけれども、当時そういう考へ方をしておつた、それが今の規則の表にどこどころ出てきておるといふような見方が私はできるのじゃないかという気がいたしますので、これは過去の思ひ出話を申し上げたわけですが、今日これはどういふことを決して申し上げてみるわけがございませぬけれども、そういう考へ方も一時はあつたということをお申し上げておきます。

○鶴岡哲夫君 総裁、そういうお話はまことにけっこうな話なんです、先ほど申し上げましたように、国家公務員法には三十幾つの罰条があるのですね。政治活動の問題にいたしても、いろいろな面について罰条を課しておられる。今お話しになったのと、百三条といふれどもは類似のような反論ができておる条項なんです。ところが、今私申し上げましたように、百三条についてはどうもざる法的な感じがする。ざる

だ、それ以外のものと比べて不均衡だという印象を抱くわけですね。総裁、今おっしゃいましたように、経過を、昔話をお話しになりましたが、そういうことはすべて適用するわけではなく、政治活動の面について、それ以外についてもそういう論議があつた。ですが、この点についてどうも私どもとしては、不均衡のような印象を強く受ける。それはいいことにいたします。次に、これは、これと直接関係はないので、午前中に行政管理局設置法を審議いたしました際に、そのときに公団、公社、事業団、公庫、こういう百近いものについて今回行政管理局がそれについて審査権を持つということになったわけですね。それはあまりに高級公務員が退職して何か自分の行くところを作るために、そういうようなものを作るといふ印象を与えらるくらい、一年に七つか、八つくらいふえておる。ことしも八つできました。そういう意味で非常に問題があるという点から種々論議したので、そのときに、どうも局長なり、あるいは次官なりをやられた方々が統々そういうところに行かれる。今の人事院の、営利会社もそうですけれども、それ以外に公団、公社とかに統々天下る。横すべりする。ひどいことになる、大蔵省といふのは、大蔵省をやめたという辞令が出るのと隣には、どこの公団に行つたという辞令がある。もう省内人事と同じようなものです。その場合、私非常に疑問に思ひますのは、大蔵省の課長連中であつた古くならずとも、もう営利会社や、あるいは公団に行くことを盛んに考へておる。今われ

われ月給は低けれども、あと五年くらいしてそこに行けば月給は一べんに二倍から三倍になるのだ。確かにそうです、二倍から三倍になる。そして退職金も公務員に在る間は、御承知のように、年単位で退職金をはじきますけれども、公団の理事とか監事になりますと、退職金は月単位ですから、二十五年勤めて二百万円もらったとしますと、公団に行くと一年勤めれば二百万円くらいもらう、月単位ですから、公団の中にも年功序列ができて、お前ここに三年くらいおったから、その次にちょっと上の公団に行け、もうちょっと上の事業団に行けということをやめるんです、上の公団に行くために五百万か六百万の退職金をもらう。仕事はどうも隠居仕事みたいになっちゃう。この間、機械開発公団なんというのは、あの小さな公団で、百八十人くらいいる公団で一億六千万くらい赤字が出ちゃった、その理事長がやめた、五年勤めてやめたのですが、一千万円の退職金をもらった。そして今度はおつちやうなので、また、これは五年おつたら今度二千万円くらいの退職金をもらう。これは公務員は、実際公務員でおるときには非常に低い賃金で苦勞しておるのですが、ここに行くことがぜん天国になっちゃうですね。みな、高級公務員のパラダイスと云っておりますよ。で、九九%の大多数、圧倒的の大多数の公務員というのは、それこそ一生涯かかって、ぐずぐず、ぐずぐず生活をするわけです。恩給をもらって、これは昔と違いましたらどうにもならない、退職金もちよっぴ

りなんですよ今の退職金では。ところが、今の高級公務員については、高級公務員でも、人事院、会計検査院、国会とか、そういうところはございませぬけれども、それ以外のところは大体、持つておるんですよ。百くらいあるのですから、みんな持つていますよ、そういうところはパラダイスになっちゃうんです。だからあまり人事院で給与を締め上げるものだから、そういうパラダイスを作るのじゃないですか。そういう印象すら抱きますよ、実際そう思っているんじゃないですか。大多数の公務員は生涯ぐずぐずしなければならぬ、窮屈三昧の生活を送る。この連中だけはパラダイスですよ。たいへんなことですよ、これは私は、公務員制度として考えなければならぬのじゃないかと思うのですがね。というのは、大体五十になるとやめるのです、八年くらい前までは。私も役所におりましたよく承知しておりますが、八年くらい前は四十四だったですよ、次官は。今は少し延びまして五十になった。非常に喜ばしいと思いがすが、もっと年令を上げて、せつかくこれからの活動時期です、もっと年令を上げて月給もぐっと上げて、公務員として生涯過ごしたいという者は、公務員として生涯過ごせような待遇とそういう道を開いていかなければ、これから公団、公立が統続出てくるのじゃないか。これは公務員制度というのを非常に乱しておるよ、百近くあります公団からまた天下るのです。利益に密接な関係のある百三条のような営利会社にどん天下る。公団、公社の理事長とか、理事と

か、監事とか、監査役とか、あるいは部長という連中は、そういう営利会社に統々下りするので。電通にしますと、その周囲にめぐっている営利会社は一ぱいある。そこに天下るわけです。何だか高級公務員については生涯うまいくようになっていきます。パラダイスですよ、大体四十五才をしたら、そんな印象を強く公務員に与えるということはいけません。だから公務員制度というものを、あるいは公務員給与というものを考える必要があるんじゃないか。これは日本だけじゃないでしようか、五十ぐらいでみんなやめるというのは。これからいつかどうも妙なことをしたもんだと思つては、しらが局長がおり、しらが次官がおるといことが公務員だと思つて。これは終身公務員なんです。ところが、実際は終身じゃないんですよ。そういうことについてのお考えはないものでしょうか。これは人事院総裁に見解をひとつ聞いておきたいです。

○政府委員(佐藤達夫君) お話し、全く同感のところと、それほどでもないというものと二通りございまして、一応申し上げます。公団の職員の給与が非常に高い、同じ総裁にしても、われわれと比べるとは比べものにならないほどの給与の差があるという点、これは確かにございまして。ただこの点は、やはり制度として——これはもう釈迦に説法で、たいへん恐縮でございましてけれども、やはり公団制度というものがあつて、私企業と、官営企業との中間というところから、広くエ

キスパートを吸収するところからおそれるものであろうと思つて、給与そのものをつかまえて、じゃあ公務員の給与のほうも公団に負けないようにひとつ大いにやるべきだといふようなことになりまして、やはりそのところは、ここでわかにかやりますとはつきり申し上げるだけの自信並びに勇氣はございせんが、しかし、もう一つの根本のお話しになって参りますと——若くして公務員がやめる、これが今のお話のいわゆる法と称せられるもの、運営のざる、法律のざるといふような御批判のあります点の、大きな背景になっておると思つて、これはたまたま人事院の所管でございせんけれども、今のお話の公団、公社に、いわゆる悪い言葉でいへば、天下る、役人が天下るといふような点もそういう一つの大きな背景からそれはきておるものと思つて。人事院が幾らしゃつちよこ立ちしても、その辺まではとて手が及ばないというふうな言い方もできるのです。もう一つ、われわれの立場として考えなければならぬのは、やはりもう一つの今御指摘の根本問題——しらが頭になるまでキャリアの終身の職員として永住する、その地位に長くともまっして公務に奉仕することができ、そういう体制というものをどういふふうにしたら保障、確保することができ、これを一番の根本問題として、また、これはわれわれ自身の問題として正面から考えなければならぬことだと存じておるのであります。私もその点につきましては、何か制度上の問題——私どもは主として制度上の問題

を考へるわけはございまして、制度上の問題としてその方法があるかどうかということもこれは考へて、おるのであります。これはいろいろ条件、あらゆる条件がからみ合つておることと、今にわかにか、なかなか本質的な名案といふものはございせんが、これは確かに一つの大きな課題として、なお今後追求していくべきことだらうと、私自身感じております。

○總團哲夫君 総裁、先ほど申し上げましたように、七、八年前までは四十四才であつたのですよ、次官をやめる年令にしてもね。それが今日五十をこしておられますから、もうちょっとやせばいいんですよ。ですから、同期の者が二人ぐらゐに延びれば、逐次延びますよ。六十ぐらゐに延びればいいのですよ。そのかわり、給与ももうんと上げなければいけません。それはやはり五十五に相当し、六十に相当する、そういうものとしての給与を出さなければいけない。それからこれは少し上げいなことになりまして、総裁、公団の監事とかあるいは役員ですね、そういうものが非常に月給が高いわけですよ。退職金はぐらばうにいい。ところが、その下に働いている職員というものは、ほとんど全部公務員が行くわけですよ。また、帰ってくる場合も多い。帰ってきます。公務員が行くんですが、これは給与はそんなに高くないですよ。一割五分か二割ぐらゐしか公務員より高くない。その相当数の者は、大部分の者はまた帰ってくる。だから、そういう運営で、この公団の役員というものは何か非常な離れた存在

になつてゐるわけですね。そうして、それはいづれも公務でありませうから、一種の公務ですから、それなりの職務——公正さとそれから公務を遂行する義務を負わされてゐる。ところが、これから天下の場合には、これはまた野放しという状況なんですね。幾らでも天下する。どこも押えるところがない。それはまた行政管理局は、弊害があるならば立法せよいかぬ、こう言つておりましたがね。何だか私は、公務員の給与の問題にしても、あるいは制度の問題にしても、問題があまり過ぎる、公務員はかわいそうだと思いますね。まあ、今のところあまりはみ出して困りますから、私はあまりは質問申しまして私の質問は終わりたいと思つて、その前にもう一つだけ、この人事院からいただきました一覧表を見ますと、一番申請の多いのは、いわゆる営利会社に天下りの申請を出してゐるのは大蔵省が一番多いですね。その次に運輸省、それから通産省、こういう順序になりますね。全くないところがあるわけですね。これは人事院とか、それから行政管理局とか——行政管理局も最近あるようですね。監査役に、行政監察というのをやるものですか、監査に向いてゐるというので監査役が出てゐるようですよ、四、五人ですが、人事院とか、会計検査院とか、国会、こういうところはないわけですね。そういうところの高級公務員というものは、これはどうも同情に値しますね。全部がそういう状況になつてゐる中で、ごく一部のものがそういうものがないところがありますね。はなはだ私は同情にたえないのですね。これもどうも——この間行政

管理庁へ行きまして、そういう話をしましたら、ないほうは公務員としてはいい仕事ができるのだとおっしゃる。そのとおりです。ところが、それがみんなあるわけですからね。どうもこれは一体公務とはどうなつておるのかという疑問を持つだけけれども、給与というものはそういうものを勘案してできないものですか。だつてパラダイスを控えてゐるのです、大きく門をあけて、そこへ当然のごとく進出する者よ、それは考えられませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうもエキスパートであらせられる鶴岡委員からの御質問でありますから、これはもう大体お察しのおりとお答えするほかはないのぢやないですかと思つておつたのであります。私に質問は終わります。ちよつと速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

他に御質問はありませんか。——他に御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

六月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、首都建設問題調査会設置法案(衆)

首都建設問題調査会設置法案

首都建設問題調査会設置法案

(目的)

第一条 この法律は、東京都の過大都市化によりわが国の政治、経済、文化及び教育の中心としての機能がまひしてゐる現状に鑑み、わが国の政治、経済、文化及び教育の中心としてふさわしい首都を建設するため、これに関する重要事項について検討することを目的とする。

(設置)

第二条 内閣に、首都建設問題調査会(以下「調査会」といふ)を置く。

(所掌事務)

第三条 調査会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

一 首都建設の基本となるべき事項

二 首都建設に必要な財政上の措置に関する事項

三 首都建設に必要な立法上の措置に関する事項

四 首都建設を実施すべき行政機構に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、首都建設に関する重要事項

2 調査会は、前項に規定する事項に關し調査審議した結果を、この法律の施行の日から二年以内、内閣及び内閣を通じて国会に報告するものとし、必要な事項については、内閣の承認を得て、関係行政機関に対し勧告することができる。

(組織)

第四条 調査会は、会長一人及び副会長二人並びに委員五十人以内で組織する。

2 会長は内閣総理大臣、副会長は経済企画庁長官及び建設大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣が指定した関係各大臣並びに国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣が任命した者をもって充てる。

4 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第五条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

第七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会)

第八条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。(資料の提出等の要求)

第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第十条 調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、かつ、その服務につき、これを監督する。

5 事務局は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、二十人とする。

(主任の大臣)

第十一条 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十二条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費として、約四千万円の見込みである。

六月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による(公務員労働者)交通費実費支給に関する請願(第二八二九号)(第二八五七号)

一、国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願(第八七四六号)

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二八四八号)(第二八七四号)

一、軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二八五一号)

一、国家公務員法改革反対等に関する請願(第二八六〇号)

一、国有林野事業に従事する常用作業員の定員化に関する請願(第二八六一号)

一、豪雪地帯に勤務する全公務員に対する雪害保障の制度化等に関する請願(第二八六二号)

第二八二九号 昭和三十三年五月二十四日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による(公務員労働者)交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合 常陸支部内 小野頼祐 孝外三十八名

紹介議員 木村嘉八郎君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八五七号 昭和三十三年五月二十八日受理

一般職の職員に給与に関する法律第十二条改正による(公務員労働者)交通費実費支給に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合 常陸支部内 金田一夫 外二十六名

紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八四六号 昭和三十三年五月二十七日受理

国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願

請願者 青森県弘前市本町五二 弘前大学病院内 細具 怜子外二名 横山フク君

紹介議員 横山フク君

この請願の趣旨は、第一〇九〇号と同じである。

第二八四八号 昭和三十三年五月二十八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 香川県高松市高松町字 齊田二、五七四 兵田 二郎外百二十一名 紹介議員 二宮文造君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二八七四号 昭和三十三年五月二十九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園 町二、三三四ノ六 野

中到外二十三名 紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二八五一号 昭和三十三年五月二十八日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 青森市大字柳町五一軍 恩運盟青森県連合会内 三浦武太郎外五千六百九十名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八六〇号 昭和三十三年五月二十九日受理

国家公務員法改革反対等に関する請願

請願者 静岡市南田町一五ノ二 大石きみ外七十名 紹介議員 占部 秀男君

国家公務員法の改革と日韓会談に反対し、ILO八十七号条約の即時無条件批准と日韓会談の即時打ち切りを強く要求するとの請願。

国家公務員法改革について

一、公務員の政治活動を禁止すること

は、一切の政策批判を許さず請願行動など市民権を規制することになり、公務員労働者を無権利にし、権力の手先となつて国民に反動政策を押しつけるものである。

三、職員団体の交渉にきびしい条件を付すことは、団体交渉権否認であり、実質的に組合活動を骨抜きにするものである。

四、内閣に人事局を設け、人事院より人事権を取り上げるとは、文字どおり「生殺与奪の大権」を政府がにぎることである。

五、専従役員の手切り、チェックオフ禁止等は組合員と幹部、活動家の分離、分裂を策し、組合活動を崩壊させようとするものである。

日韓会談について

一、日本国民のばくたいな血税で南朝鮮の朴軍政権を援助するばかりでなく、アジアの反共軍事体制強化、南化朝鮮の統一阻害、米、日、韓、台の新しい軍事同盟をめざす危険なものである。

二、日韓会談は安保条約の具体化であり、日本の軍事基地の強化、核武装、憲法改悪、民主主義弾圧など軍国主義復活につながるものであって、日本独占資本の対外進出を図る野望にはかならない。

三、朴政権にばくたいな血税がつきこまれると同時に軍事費が増加し、重税、物価値上げなど国民生活が圧迫されることにも、南朝鮮の低賃金が利用されて、日本の労働者にとってますます合理化が押しつけられ、低賃金、首切りが激しくなってくるものである。

第二八六一号 昭和三十三年五月二十九日受理

国有林野事業に従事する常用作業員の定員化に関する請願

請願者 名古屋市中村区亀島町

紹介議員 成瀬幡治君

国有林野事業の基幹要員である常用作業員の定員化をすみやかに実現せられたいとの請願。

国有林野事業に働く常用作業員は、国有林のばくたいな業務収入を直接生みだし、森林資源保護の直接の責任として長い歳月引き続いて献身しているにもかかわらず、いまだに定員化されないため、低賃金と定員内の職員とかけはなれた劣悪な労働条件のもとに働かされている。これは第三十八回国会における行政組織法第十九条の「恒常的職務はこれを定員とする」という国会論議を無視するばかりでなく、林野行政には欠くことのできないこれらの常用作業員が将来にみきりをつけて職場から離れて行く大きな原因となっているから、これら常用作業員が恒常的な職務に従事するものであり、十幾年も勤続していながら、現場に働いているというだけで差別待遇されているという実態を直視されて、これが定員化を図られたい。

第二八六二号 昭和三十三年五月二十九日受理

豪雪地帯に勤務する全公務員に対する雪害保障の制度化等に関する請願

請願者 福井県南条郡今庄町湯尾 東山秀節外百四名 紹介議員 鶴岡哲夫君

四ノ三三 道家利一外 百四十名

紹介議員 成瀬幡治君

国有林野事業の基幹要員である常用作業員の定員化をすみやかに実現せられたいとの請願。

国有林野事業に働く常用作業員は、国有林のばくたいな業務収入を直接生みだし、森林資源保護の直接の責任として長い歳月引き続いて献身しているにもかかわらず、いまだに定員化されないため、低賃金と定員内の職員とかけはなれた劣悪な労働条件のもとに働かされている。これは第三十八回国会における行政組織法第十九条の「恒常的職務はこれを定員とする」という国会論議を無視するばかりでなく、林野行政には欠くことのできないこれらの常用作業員が将来にみきりをつけて職場から離れて行く大きな原因となっているから、これら常用作業員が恒常的な職務に従事するものであり、十幾年も勤続していながら、現場に働いているというだけで差別待遇されているという実態を直視されて、これが定員化を図られたい。

第二八六二号 昭和三十三年五月二十九日受理

豪雪地帯に勤務する全公務員に対する雪害保障の制度化等に関する請願

請願者 福井県南条郡今庄町湯尾 東山秀節外百四名 紹介議員 鶴岡哲夫君

一、豪雪地帯に勤務する全公務員に対し、雪害保障を制度化し、今回の豪雪については一万五千円を支給すること。

二、国公法改悪をやめ、ILO八十七

号

号

号

号

号

号条約を無条件で批准し、公務員に労働基本権をかえすこと。

三、日韓会談を即時中止し、あわせて安保条約を破棄すること。

以上三項目の実現を期せられたいとの請願。

北陸地方を中心に裏日本全体を襲った空前の豪雪による被害は、まことにじん大であった。昨年春から公務員の賃金一律五千円引上げ等を要求してきたが、これが実現しない上に、今回の大被害で公務員の生活困窮はなほだしものがあり、この被害については当然政府において保障措置を講ずべきである。

また、第二項、第三項についても、公務員の権利を守り、国民大衆の幸福のため、これを実現せられたい。

昭和三十八年六月十五日印刷

昭和三十八年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局